

平成7年12月 災害対策基本法の改正（阪神・淡路大震災を契機）

- 地方公共団体相互の協力や相互応援に関する協定の締結に関する規定（法第5条の2、法第8条第2項第12号）が新設

東日本大震災発生（H23.3）



（写真提供 群馬県立文書館）

平成24年6月 災害対策基本法の改正（第1弾）

- 地域防災計画を定めるに当たっては、円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮する旨規定（法第40条、42条）
- 自治体間応援の対象業務を発災直後の緊急性の高い応急措置から避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕などを含む災害応急対策全般に拡大（法第67条、68条、74条）

平成24年9月 防災基本計画の修正（災対法（第1弾）改正、防災対策推進会議最終報告等）

- 地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする」と記載

平成25年6月 災害対策基本法の改正（第2弾）

- 国（指定行政機関等の長）に対する災害応急対策全般に係る応援の要求（法第74条の3）に関する規定が創設
- 応急措置の代行（法第78条の2）等に関する規定が創設
- 内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行（法第86条の13）に関する規定が創設

平成26年1月 防災基本計画の修正（災対法（第2弾）改正、大規模災害復興法等）

- 災害応急対策等に係る業務を行う企業と国・地方公共団体との協定締結の促進

災害対策基本法及び防災基本計画における災害時相互応援協定及び応援・受援等に関連する規定

災害対策基本法

(地方公共団体相互の協力)

第五条の二

地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

第八条二項

十二 地方公共団体の相互応援及び第八十六条の八第一項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項

十六 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項

(都道府県地域防災計画)

第四十条

3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

(市町村地域防災計画)

第四十二条

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

(災害予防及びその実施責任)

第四十六条

災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

五 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項

災害対策基本法及び防災基本計画における災害時相互応援協定及び応援・受援等に関連する規定

災害対策基本法

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

第四十九条の二

災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※災害予防責任者とは、災害対策基本法第四十七条において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条

市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事の指示等)

第七十二条

都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策(応急措置を除く。以下この項において同じ。)が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

3 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

災害対策基本法及び防災基本計画における災害時相互応援協定及び応援・受援等に関連する規定

災害対策基本法

(都道府県知事等に対する応援の要求)

第七十四条

都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

(内閣総理大臣による応援の要求等)

第七十四条の二

都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項若しくは前条第一項の規定による要求のみによつては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し当該災害が発生した都道府県の知事(以下この条において「災害発生都道府県知事」という。)又は当該災害が発生した市町村の市町村長(以下この条において「災害発生市町村長」という。)を応援することを求めるよう求めることができる。

2 **内閣総理大臣は、前項の規定による要求があつた場合において、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。**

3 **内閣総理大臣は、災害が発生した場合であつて、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、第一項の規定による要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。**この場合において、内閣総理大臣は、当該災害発生都道府県知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

4 **災害発生都道府県知事以外の都道府県知事は、前二項の規定による内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。**

5 第二項又は第三項の規定による内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、**当該応援を受ける都道府県知事の指揮の下に行動するものとする。**

6 第四項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、**当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。**

災害対策基本法

(指定行政機関の長等に対する応援の要求等)

第七十四条の三

第七十条第三項に規定するもののほか、**都道府県知事は**、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、**指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。**この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された**指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。**

(物資又は資材の供給の要請等)

第八十六条の十六

都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施に当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長にあつては都道府県知事に対し、**それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずよう要請し、又は求めることができる。**

2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であつて、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が災害応急対策を実施するに当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、**必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずることができる。**

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)

第八十六条の十七

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、**その備蓄する物資又は資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。**

災害対策基本法

(災害応急対策必要物資の運送)

第八十六条の十八

指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材(次項において「災害応急対策必要物資」という。)の運送を要請することができる。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、**指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべきことを指示することができる。**この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

(指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担)

第九十二条

第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の三の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員(以下この条において「地方公共団体の長等」という。)の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

災害対策基本法及び防災基本計画における災害時相互応援協定及び応援・受援等に関連する規定

防災基本計画

第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防 第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧・復興への備え

2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(5)防災関係機関相互の連携体制

○市町村は、都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

○地方公共団体は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。

○市町村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

○都道府県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮するとともに、国は、都道府県が必要に応じて、管内市町村への応援・派遣やその受援に係る調整を円滑に行うことができるような仕組みを検討するよう努めるものとする。

○地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

○国〔消防庁〕及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第2編 各災害に共通する対策編 第2章 災害応急対策 第4節 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

(3)被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動

○被災地域外の地方公共団体は、被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

災害対策基本法及び防災基本計画における災害時相互応援協定及び応援・受援等に関連する規定

防災基本計画

第2編 各災害に共通する対策編 第2章 災害応急対策 第4節 救助・救急, 医療及び消火活動

3 消火活動

(2)被災地域外の地方公共団体による応援

○被災地域又は発災現場以外の市町村は, 被災地又は発災現場の地方公共団体からの要請又は相互応援協定等に基づき, 消防機関(危険物災害においては自衛消防組織等を含む。)による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

○国〔消防庁〕は, 被災地域外の消防機関による応援のための措置をとるものとする。

○国〔消防庁〕は, 必要に応じ, 被災地域又は発災現場以外の地方公共団体の消防隊(危険物災害においては自衛消防組織等を含む。)による応援のための措置及び消火活動の総合調整を行うものとする。

○非常本部等は, 必要に応じ, 又は消防庁からの要請に基づき, 他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。

○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は, 消防機関による応援を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは, その必要な限度において, 関係指定行政機関の長等又は地方公共団体の長等に対し, 消防機関による応援の実施について必要な指示をするものとする。

○内閣総理大臣は, 災害緊急事態の布告があったときは, 対処基本方針に基づいて, 消防機関による応援の実施について, 内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。

第7編 雪害対策編 第1章 災害予防 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧・復興への備え

1 災害発生直前対策関係

(5)防災関係機関相互の連携体制

○雪害の少ない地方公共団体は, 相互応援協定の締結に当たっては, 雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との協定締結についても, 考慮するものとする。